

昭和二十二年政令第十九号

地方自治法施行規程

第一条 地方公共団体の事務所の現に在る位置

第二条 地方自治法施行の際に効力を有する東京都令(警視庁令を含む)、北海道庁令、北海道庁支庁令及び府県令中法律をもつて規定すべき事項以外の事項で都道府県知事の権限に属するものを規定するものは、同法第十五条第一項の都道府県の規則と同一の効力を有するものとする。

第三条 官吏の任用叙級に関する規定は、都道府県の職員については、準用しない。

第四条 都道府県知事は、職員のうちから、小作主事を命ずるものとする。

第五条 前条及び他の法令に特別の定めのあるものを除くほか、都道府県の職員の職の設置については、規則で定める。

第六条 地方自治法の一部を改正する法律(昭和二十二年法律第六十九号)による改正前の地方自治法附則第六條に掲げる者は、同法施行の際現にある級及び現に受ける号俸に相当する給料をもつて、同条に掲げる職に任用されたものとする。

第七条 地方自治法施行の際現に臨時物資需給調整法の規定に基づく命令の施行に関する事務に従事する職員で地方事務官又は地方技官を兼ねているものは、別に辞令を発せられないときは、都道府県の吏員に併せられ官吏の級別と同一の級に叙せられたものとする。

第八条 副知事及び都道府県の専門委員については、官吏の分限に関する規定を準用しない。

第九条 都道府県に都道府県職員委員会を置く。都道府県職員委員会は、都道府県の副知事、専門委員及び監査専門委員の懲戒の審査及び議決に関する事務をつかさどる。

第十条 前二項に定めるものを除くほか、都道府県職員委員会に關して必要な事項は、都道府県の規則で定める。

第十條 都道府県の職員の服務に關しては、従前の東京都職員服務紀律又は道府県職員服務紀律の例による。ただし、専門委員及び監査専門委員は、營業を行ひ、若しくは家族に營業を行わせ、又は給料若しくは報酬を受ける他の事務を行うことを妨げない。

第十一條 都道府県の職員の休暇及び休日等については、官吏の休暇及び休日等に関する規定を準用する。ただし、都道府県知事は、特に必要と認めるときは、これを變更することができ

第十二條 都道府県の専門委員は、次に掲げる事由があつた場合には、懲戒の処分を受ける。

一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。

二 職務の内外を問わず公職上の信用を失うべき行為があつたとき。

三 懲戒の処分は、免職、五百円以下の過怠金及び譴責とする。

四 免職及び過怠金の処分は、都道府県職員委員会の議決を経なければならぬ。

五 懲戒に付せられるべき事件が刑事裁判所に係属している間は、同一事件に対して懲戒のための委員会を開くことができない。懲戒に関する委員会の議決前、懲戒に付すべき者に対し、刑事訴追が始まつたときは、事件の判決の終わるまで、その開会を停止する。

第十三條 都道府県の専門委員の職にある者が刑事事件に關して起訴されたときは、都道府県知事は、その者の職務の執行を停止することができ

第十四條 前項の規定による職務執行の停止期間中においては、報酬の三分の二を減額するものとする。

第十五條 市町村又は特別区の職員の服務に關しては、従前の市町村職員服務紀律の例による。ただし、専門委員及び監査専門委員は、營業を行ひ、若しくは家族に營業を行わせ、又は給料若しくは報酬を受ける他の事務を行うことを妨げない。

第十六條 市町村又は特別区の職員懲戒審査委員の職員の懲戒については準用する。この場合において、同条第三項中「都道府県職員委員会」とあるのは、「市町村又は特別区の職員懲戒審査委員会」と読み替へるものとする。

第十七條 市町村又は特別区の職員懲戒審査委員五人をもつて組織する。

第十八條 委員は、市又は特別区の職員のうちから二人及び学識経験を有する者のうちから三人を市長又は特別区の区長において議会の同意を得て選任する。委員長は、委員が互選する。

第十九條 町村の職員懲戒審査委員会は、委員三人をもつて組織する。

第二十條 委員は、町村の職員のうちから一人及び学識経験を有する者のうちから二人を町村長において議会の同意を得て選任する。委員長は、委員が互選する。

第二十一條 職員懲戒審査委員会の委員長は、庶務を整理させるため必要があると認めるときは、市町村又は特別区の職員のうちから、市町村長又は特別区の区長の同意を得て、書記を置くことができる。

第二十二條 前各項に定めるものを除くほか、職員懲戒審査委員会に關し必要な事項は、市町村又は特別区の規則で定める。

第二十三條 第十三條の規定は、市町村又は特別区の専門委員について準用する。この場合においては、同条第一項中「都道府県知事」とあるのは、「市町村長又は特別区の区長」と読み替へるものとする。

第二十四條 第十三條の規定は、都道府県の選挙管理委員について準用する。

第二十五條 第十三條の規定は、「報酬又は給料」と読み替へるものとする。

第二十六條 第十三條の規定は、市町村又は特別区の監査委員について準用する。この場合において、同条第二項中「報酬」とあるのは、「報酬又は給料」と読み替へるものとする。

第二十七條 第十二條及び第十三條の規定は、都道府県の監査専門委員について準用する。この場合において、同条第一項中「都道府県知事」とあるのは、「市町村長又は特別区の区長」と読み替へるものとする。

第二十八條 第十二條及び第十三條の規定は、都道府県の監査専門委員について準用する。この場合において、同条第一項中「都道府県知事」とあるのは、「市町村長又は特別区の区長」と読み替へるものとする。

第二十九條 第十二條及び第十三條の規定は、都道府県の監査専門委員について準用する。この場合において、同条第一項中「都道府県知事」とあるのは、「市町村長又は特別区の区長」と読み替へるものとする。

第三十條 第十二條及び第十三條の規定は、都道府県の監査専門委員について準用する。この場合において、同条第一項中「都道府県知事」とあるのは、「市町村長又は特別区の区長」と読み替へるものとする。

第三十一條 第十二條及び第十三條の規定は、都道府県の監査専門委員について準用する。この場合において、同条第一項中「都道府県知事」とあるのは、「市町村長又は特別区の区長」と読み替へるものとする。

第三十二條 第十二條及び第十三條の規定は、都道府県の監査専門委員について準用する。この場合において、同条第一項中「都道府県知事」とあるのは、「市町村長又は特別区の区長」と読み替へるものとする。

第三十三條 第十二條及び第十三條の規定は、都道府県の監査専門委員について準用する。この場合において、同条第一項中「都道府県知事」とあるのは、「市町村長又は特別区の区長」と読み替へるものとする。

第三十四條 第十二條及び第十三條の規定は、都道府県の監査専門委員について準用する。この場合において、同条第一項中「都道府県知事」とあるのは、「市町村長又は特別区の区長」と読み替へるものとする。

第三十五條 第十二條及び第十三條の規定は、都道府県の監査専門委員について準用する。この場合において、同条第一項中「都道府県知事」とあるのは、「市町村長又は特別区の区長」と読み替へるものとする。

第三十六條 第十二條及び第十三條の規定は、都道府県の監査専門委員について準用する。この場合において、同条第一項中「都道府県知事」とあるのは、「市町村長又は特別区の区長」と読み替へるものとする。

第三十七條 第十二條及び第十三條の規定は、都道府県の監査専門委員について準用する。この場合において、同条第一項中「都道府県知事」とあるのは、「市町村長又は特別区の区長」と読み替へるものとする。

第三十八條 第十二條及び第十三條の規定は、都道府県の監査専門委員について準用する。この場合において、同条第一項中「都道府県知事」とあるのは、「市町村長又は特別区の区長」と読み替へるものとする。

第三十九條 第十二條及び第十三條の規定は、都道府県の監査専門委員について準用する。この場合において、同条第一項中「都道府県知事」とあるのは、「市町村長又は特別区の区長」と読み替へるものとする。

第四十條 第十三條の規定は、市町村又は特別区の監査専門委員について準用する。この場合において、同条第一項中「都道府県知事」とあるのは、「市町村長又は特別区の代表監査委員」と読み替へるものとする。

第四十一條 法律又は政令に特別の定めがあるものを除くほか、従前の東京都官制、北海道庁官制又は地方官官制の規定によりした手続その他の行為は、地方自治法又はこれに基づく命令中の相当する規定によりした手続その他の行為とみなす。

第四十二條 地方自治法の規定による人口は、同法第二百五十四條の規定にかかわらず、当分の間、北海道庁根室支庁管内歯舞村及び島根県隠岐支庁管内五箇村については、なお従前の例により算定するものとする。

附則 この政令は、公布の日から、これを施行する。

附則(昭和二十二年六月一七日政令第八九号) この政令は、公布の日から、これを施行する。但し、第二条中地方自治法施行規程第六十九條及び附則の改正規定は、昭和二十二年五月三日から、これを適用する。

附則(昭和二十二年八月三十一日政令第七九号) この政令は、労働省設置法施行の日から、これを施行する。

附則(昭和二十二年十一月一日政令第二四二号) この政令は、公布の日から、これを施行する。

附則(昭和二十二年十一月一日政令第二四二号) この政令は、公布の日から、これを施行する。

附則(昭和二十二年十一月一日政令第二四二号) この政令は、公布の日から、これを施行する。

附則(昭和二十二年十一月一日政令第二四二号) この政令は、公布の日から、これを施行する。

附則(昭和二十二年十一月一日政令第二四二号) この政令は、公布の日から、これを施行する。

附則(昭和二十二年十一月一日政令第二四二号) この政令は、公布の日から、これを施行する。

附則(昭和二十二年十一月一日政令第二四二号) この政令は、公布の日から、これを施行する。

附則(昭和二十二年十一月一日政令第二四二号) この政令は、公布の日から、これを施行する。

附則(昭和二十二年十一月一日政令第二四二号) この政令は、公布の日から、これを施行する。

附則(昭和二十二年十一月一日政令第二四二号) この政令は、公布の日から、これを施行する。

附則(昭和二十二年十一月一日政令第二四二号) この政令は、公布の日から、これを施行する。

附則(昭和二十二年十一月一日政令第二四二号) この政令は、公布の日から、これを施行する。

附則(昭和二十二年十一月一日政令第二四二号) この政令は、公布の日から、これを施行する。

附則(昭和二十二年十一月一日政令第二四二号) この政令は、公布の日から、これを施行する。

附則(昭和二十二年十一月一日政令第二四二号) この政令は、公布の日から、これを施行する。

附則(昭和二十二年十一月一日政令第二四二号) この政令は、公布の日から、これを施行する。

附則(昭和二十二年十一月一日政令第二四二号) この政令は、公布の日から、これを施行する。

附則(昭和二十二年十一月一日政令第二四二号) この政令は、公布の日から、これを施行する。

附則(昭和二十二年十一月一日政令第二四二号) この政令は、公布の日から、これを施行する。

附則(昭和二十二年十一月一日政令第二四二号) この政令は、公布の日から、これを施行する。

附則(昭和二十二年十一月一日政令第二四二号) この政令は、公布の日から、これを施行する。

附則(昭和二十二年十一月一日政令第二四二号) この政令は、公布の日から、これを施行する。

附則(昭和二十二年十一月一日政令第二四二号) この政令は、公布の日から、これを施行する。

附則(昭和二十二年十一月一日政令第二四二号) この政令は、公布の日から、これを施行する。

附則(昭和二十二年十一月一日政令第二四二号) この政令は、公布の日から、これを施行する。

附則(昭和二十二年十一月一日政令第二四二号) この政令は、公布の日から、これを施行する。

附則(昭和二十二年十一月一日政令第二四二号) この政令は、公布の日から、これを施行する。

附則(昭和二十二年十一月一日政令第二四二号) この政令は、公布の日から、これを施行する。

附則(昭和二十二年十一月一日政令第二四二号) この政令は、公布の日から、これを施行する。

附則(昭和二十二年十一月一日政令第二四二号) この政令は、公布の日から、これを施行する。

附則(昭和二十二年十一月一日政令第二四二号) この政令は、公布の日から、これを施行する。

附則(昭和二十二年十一月一日政令第二四二号) この政令は、公布の日から、これを施行する。

附則(昭和二十二年十一月一日政令第二四二号) この政令は、公布の日から、これを施行する。

附則(昭和二十二年十一月一日政令第二四二号) この政令は、公布の日から、これを施行する。

附則(昭和二十二年十一月一日政令第二四二号) この政令は、公布の日から、これを施行する。

附則(昭和二十二年十一月一日政令第二四二号) この政令は、公布の日から、これを施行する。

附則(昭和二十二年十一月一日政令第二四二号) この政令は、公布の日から、これを施行する。

附則(昭和二十二年十一月一日政令第二四二号) この政令は、公布の日から、これを施行する。

附則(昭和二十二年十一月一日政令第二四二号) この政令は、公布の日から、これを施行する。

附則(昭和二十二年十一月一日政令第二四二号) この政令は、公布の日から、これを施行する。

この政令は、公布の日から、これを施行する。

附則 (昭和二十三年五月一五日政令第一六号)

この政令は、公布の日から、これを施行する。

附則 (昭和二十三年六月二二日政令第一三五号)

この政令は、昭和二十三年七月一日から、これを施行する。

附則 (昭和二十三年八月一九日政令第二三九号) 抄

第二十五条 この政令は、公布の日から、これを施行する。

附則 (昭和二十三年九月三〇日政令第三〇七号)

この政令は、昭和二十三年十月一日から、施行する。

附則 (昭和二十四年四月二五日政令第七五号)

この政令は、公布の日から施行し、昭和二十四年四月一日から適用する。

附則 (昭和二十四年五月三一日政令第一二八号)

この政令は、昭和二十四年七月一日から施行する。

附則 (昭和二十四年五月三一日政令第一二九号)

この政令は、昭和二十四年六月一日から施行する。

附則 (昭和二十四年一〇月二八日政令第三五八号)

1 この政令は、昭和二十四年十一月一日から施行する。

2 この政令施行の際、現に通商産業省の職員で通商産業局の分室に勤務するもの又は運輸省の職員で陸運局の分室に勤務するものは、別に辞令を發せられないときは、同級及び同俸給で改正後の地方自治法施行規程第七十条第五項又は第六項の職員に、それぞれ任ぜられたものとする。

附則 (昭和二十五年一月二〇日政令第六号)

この政令は、公布の日から施行し、道路運送法施行令の一部を改正する政令(昭和二十四年政令第四百九号)施行の日(昭和二十四年十二月二十七日)から適用する。

この政令は、公布の日から施行し、道路運送法施行令の一部を改正する政令(昭和二十四年政令第四百九号)施行の日(昭和二十四年十二月二十七日)から適用する。

附則 (昭和二十五年三月一〇日政令第二九号)

1 この政令中、地方自治法施行規程第六十九条第五号、第七十一条第一項及び第七十二条の改正規定は、昭和二十五年七月一日から、その他の規定は、同年四月一日から施行する。

2 地方自治法施行規程第七十条の改正規定施行の際現に商工資材事務所に勤務する職員は、同条第五項の改正規定にかかわらず、昭和二十五年六月三十日までの間に限り、なお、地方事務官、地方技官、雇員又は傭人として在職することができる。

附則 (昭和二十五年四月一三日政令第八一号)

1 この政令は、公布の日から施行し、昭和二十五年四月一日から適用する。

2 改正後の地方自治法施行規程第七十条第四項の規定適用の際現に陸運事務所に勤務する職員で同項の規定による定員をこえる者は、同項の規定にかかわらず、昭和二十五年六月三十日までの間に限り、なお、地方事務官、地方技官、雇員又は傭人として在職することができる。

附則 (昭和二十五年五月一日政令第一三三号) 抄

1 この政令は、昭和二十五年五月一日から施行する。

附則 (昭和二十五年五月四日政令第一一九号) 抄

1 この政令は、昭和二十五年五月十五日から施行する。

3 昭和二十五年法律第四百十三号及びこの政令施行の際現にその手続を開始している直接請求については、なお、従前の例による。

附則 (昭和二十五年一月二六日政令第三三八号) 抄

1 この政令中第一章第二節の規定は、公布の日から、その他の規定は、昭和二十五年十一月二十三日から施行する。

附則 (昭和二十六年四月一六日政令第一〇六号)

1 この政令は、公布の日から施行し、昭和二十六年四月一日から適用する。

2 改正後の地方自治法施行規程第七十条第四項の規定適用の際現に陸運事務所に勤務する職員で同項の規定による定員をこえる者は、同項の規定にかかわらず、昭和二十六年六月三十日まで

この政令は、公布の日から施行し、昭和二十六年六月三十日まで

この政令は、昭和二十六年七月一日から施行する。

附則 (昭和二十六年六月一八日政令第二二二号)

この政令は、昭和二十六年七月一日から施行する。

附則 (昭和二十六年六月三〇日政令第二五四号) 抄

1 この政令は、昭和二十六年七月一日から施行する。

附則 (昭和二十六年二月二六日政令第三九三三号)

1 この政令は、昭和二十七年一月一日から施行する。

附則 (昭和二十七年五月九日政令第一三九号)

この政令は、公布の日から施行し、昭和二十七年四月一日から適用する。

附則 (昭和二十七年六月二五日政令第二〇三三号)

1 この政令は、昭和二十七年七月一日から施行する。

附則 (昭和二十七年十二月三十一日までの間は、改正後の地方自治法施行規程第七十条第四項の規定による定員をこえる員数の職員を、定員の外に置くことができる。

附則 (昭和二十八年三月二六日政令第四一七号)

この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和二十八年八月一〇日政令第一七六号)

この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和二十八年一〇月三一日政令第三三七七号)

この政令は、昭和二十八年十一月一日から施行する。

附則 (昭和二十九年六月一七日政令第一四七号)

この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十年六月三〇日政令第九五号)

この政令は、公布の日から施行する。

この政令は、公布の日から施行する。

この政令は、公布の日から施行する。

この政令は、公布の日から施行する。

この政令は、公布の日から施行する。

この政令は、公布の日から施行する。

この政令は、昭和三十一年七月一日から施行する。

附則 (昭和三十一年七月二七日政令第二四八号) 抄

この政令は、昭和三十一年八月一日から施行する。

附則 (昭和三十一年八月二八日政令第二七一号)

この政令は、昭和三十一年九月一日から施行する。

附則 (昭和三十一年九月一日政令第二八二二号)

この政令は、昭和三十一年十月一日から施行する。

附則 (昭和三十一年四月一〇日政令第六一〇号)

この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十三年五月一日政令第一〇二二号)

この政令は、公布の日から施行し、昭和三十三年四月一日から適用する。

附則 (昭和三十三年六月三十日までの間は、五千七百四十人とする。

附則 (昭和三十四年三月三一日政令第八八号)

この政令は、昭和三十四年四月一日から施行する。

附則 (昭和三十四年七月九日政令第二五〇号)

この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十五年四月一日政令第八三〇号)

この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十五年四月九日政令第八三〇号)

この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十五年四月九日政令第八三〇号)

この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十五年四月九日政令第八三〇号)

この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十五年四月九日政令第八三〇号)

この政令は、公布の日から施行する。

この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十五年二月二十六日政令第三〇七号)
この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十六年四月一日政令第八三号)
この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十六年四月二日政令第一〇〇号) 抄
この政令は、公布の日から施行し、附則第三項から第五項までの規定を除き、昭和三十六年度の予算から適用する。

附則 (昭和三十七年四月一日政令第一二八号)
この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十七年九月二十九日政令第三八五号)
この政令は、昭和三十七年十月一日から施行する。

附則 (昭和三十八年三月三〇日政令第八八号)
この政令は、昭和三十八年四月一日から施行する。

附則 (昭和三十九年三月三〇日政令第四五号)
この政令は、昭和三十九年四月一日から施行する。

附則 (昭和三十九年九月一日政令第二九〇号) 抄
この政令は、道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律の施行の日(昭和三十九年九月六日)から施行する。

附則 (昭和四〇年三月二十九日政令第五一号)
この政令は、昭和四十年四月一日から施行する。

附則 (昭和四一年四月二日政令第一〇七号)
この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四二年五月三〇日政令第八四号)
この政令は、昭和四十二年六月一日から施行する。

附則 (昭和四二年二月一八日政令第三六三号) 抄
この政令は、昭和四十三年二月一日から施行する。

附則 (昭和四三年三月五日政令第二六号)
この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四三年六月二〇日政令第一九三号)
この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四四年四月一日政令第六三三号)
この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四五年四月一七日政令第七三三号) 抄
この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四五年五月一六日政令第一二二二号)
この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四五年五月一六日政令第一二二二号)
この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四五年五月一六日政令第一二二二号)
この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四五年五月一六日政令第一二二二号)
この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四五年五月一六日政令第一二二二号)
この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四五年五月一六日政令第一二二二号)
この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四五年五月一六日政令第一二二二号)
この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四五年五月一六日政令第一二二二号)
この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四五年五月一六日政令第一二二二号)
この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四五年五月一六日政令第一二二二号)
この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四五年五月一六日政令第一二二二号)
この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四五年五月一六日政令第一二二二号)
この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四五年五月一六日政令第一二二二号)
この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四五年五月一六日政令第一二二二号)
この政令は、公布の日から施行する。

改正後の第七十条第二項及び第三項の規定にかかわらず、これらの規定に規定する定員は、この政令の公布の日から昭和四十七年五月十四日までの間は、同条第二項に規定する定員にあつては二千二百二十人とし、同条第三項に規定する定員にあつては二千四百三十三人とする。

附則 (昭和四八年五月三十一日政令第一四四号)
この政令は、昭和四十八年六月一日から施行する。

附則 (昭和四九年九月二日政令第三一五号)
この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五〇年三月一〇日政令第二六号)
この政令は、雇用保険法の施行の日(昭和五十年四月一日)から施行する。

附則 (昭和五〇年二月九日政令第三四八号)
この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五一年一月三〇日政令第三〇〇号)
この政令は、昭和五十一年十二月一日から施行する。

附則 (昭和五三年一月二七日政令第一四四号)
この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五三年八月一八日政令第三〇九号)
この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五五年一月二五日政令第三三三号)
この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五五年二月二日政令第三二六号)
この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五六年一月三〇日政令第三三二二号)
この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五七年九月七日政令第二四四号)
この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五九年三月二三日政令第二七号)
この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五九年九月七日政令第二六八号) 抄
この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五九年九月七日政令第二六八号) 抄
この政令は、公布の日から施行する。

(施行期日)
第一条 この政令は、健康保険法等の一部を改正する法律の施行の日(昭和五十九年十月一日)から施行する。

附則 (昭和五十九年九月二日政令第二七四号)
この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五十九年一月二四日政令第三三三一号)
この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和六〇年九月二日政令第二六六号)
この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和六一年九月二七日政令第三〇八号)
この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和六二年九月二九日政令第三二四号)
この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和六三年四月八日政令第一〇七号)
この政令は、公布の日から施行し、改正後の地方自治法施行規程の規定は、昭和六十三年四月一日から適用する。

改正後の第七十条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する定員は、昭和六十三年十二月三十一日までの間は、一万六千一人とする。

附則 (昭和六三年二月二日政令第三四八号)
この政令は、昭和六十四年一月一日から施行する。

附則 (平成元年五月二十九日政令第一三九号)
この政令は、公布の日から施行し、改正後の地方自治法施行規程の規定は、平成元年四月一日から適用する。

改正後の第七十条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する定員は、平成元年九月三十日までの間は、一万六千七十六人とし、同年十月一日から同年十二月三十一日までの間は、一万六千六十人とする。

附則 (平成二年六月八日政令第一五四号)
この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五九年九月七日政令第二六八号) 抄
この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五九年九月七日政令第二六八号) 抄
この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五九年九月七日政令第二六八号) 抄
この政令は、公布の日から施行する。

